

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年八月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年五月十九日奈良県指令建第一一〇一―一五七号

令和五年七月二十六日奈良県指令建第一一〇一―一五七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月二十一日建第一〇一七九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市新町一八一番一、一八二番一、一八二番二及び一八二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市新町一三三番地四

山田一樹